

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②施設・事業所情報

名称：桜井保育園	種別：保育所				
代表者氏名：岡本 琴美	定員（利用人数）：100（75）名				
所在地：愛知県安城市桜井町宮下14					
TEL：0566-99-0162					
ホームページ： https://kodomomirai-anjo.jp/facilities/sakurai-ho/					
【施設・事業所の概要】					
開設年月日：令和3年4月1日					
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 安城市こども未来事業団					
職員数	常勤職員：14名 非常勤職員：6名				
専門職員	（専門職の名称）名				
	保育士 17名 看護師 1名□				
施設・設備の概要	（居室数）				
	（設備等）				
<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">乳児室 2 保育室 3 トイレ 6</td> <td style="width: 50%; border: none;">倉庫 自転車置き場</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">遊戯室 調乳室 医務室 職員室 給食室 調理室</td> <td style="border: none;">屋外遊戯場 手足洗い場</td> </tr> </table>		乳児室 2 保育室 3 トイレ 6	倉庫 自転車置き場	遊戯室 調乳室 医務室 職員室 給食室 調理室	屋外遊戯場 手足洗い場
乳児室 2 保育室 3 トイレ 6	倉庫 自転車置き場				
遊戯室 調乳室 医務室 職員室 給食室 調理室	屋外遊戯場 手足洗い場				

③理念・基本方針

<p>＜保育理念＞ 入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにもっともふさわしい保育を行います。</p> <p>＜基本方針＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭との緊密な連携の下に、養護と教育を一体的に行う。 ・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにする。 ・子ども一人一人の特性に応じ、発達課題に即した指導を行うようにする。 ・子どもの主体的な活動を促し、乳幼児期にふさわしい遊びや生活ができるよう総合的な保育を行うようにする。
--

④施設・事業所の特徴的な取組

【市との連携】

・本園はもともと安城市立であったが令和3年に事業団に移行した。園の職員は全て市から派遣された公務員である。また、組織的にも市と結びつきが強く、運営のための規程、マニュアル等も市のものに準じて作成され、公立園と同様の情報共有も行われている。

【自然に恵まれ地域に根付いている】

・園の隣には神社があり、園の周りには田畑が広がっている。身近な自然に触れ季節の移り変わりを感じたり、季節の野菜を栽培したり収穫した野菜を食べたりすることで食への興味関心を深め、自然を生かした保育の実践を行っている。
・年長児は、さつまいもの栽培や収穫を通して地域の人との交流の中で親しみを持って関わる機会がある。
・新幹線が見える園としてアピールし、ドクターイエローが通る時間を職員と子どもが共有し、園庭から見て楽しんでいる。

【保護者による定期的な交通安全指導】

・保護者会の中のグループが、毎月定期的に園の前で子どもに交通安全の指導をしている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年7月17日（契約日）～ 年 月 日（評価決定日） 【令和7年12月25日（訪問調査日）】
受審回数 前回の受審時期）	3回（令和2年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

【子供や保護者との関わり】

・保護者アンケートからも分かるように、園全体が優しく温かい雰囲気の中で、職員は園での子どもたちの様子を分かりやすく丁寧に伝えていることから保護者は安心感を持っている。
・職員が子どもの人権を尊重し、子どもにとって安心感と信頼感のある存在であることが、子どもとのやり取りや保育の実際からうかがえた。
・保護者向けの報告や案内を、他の保育園では見られない程詳細な内容で玄関先の掲示板ケース内に掲示している。

【職員間の関係性】

・職員間で話しやすい雰囲気があり、保育での悩みを相談でき、必要な事務時間を保障されており働きやすい環境である。
・職員間の情報共有が盛んに行われていて丁寧な保育が実施されている。

【研修・育成への取組】

・各保育士のキャリアアップ研修や外部研修、園内研修に積極的に取り組んでおり、職員が研修に参加しやすい環境がある。
・メンター制度、研修履歴管理、退職園長の訪問指導、主任との交換ノート等職員を育成する仕組みが整っている。
・公務員としての研修、保育士としての研修に加えて、園内研究テーマを設定しての討議、保育マニュアルの読み合わせ等、職員育成のための積極的な取組が行われている。

◇改善を求められる点

【中長期計画の策定と単年度事業計画との連動】

- ・現在、中長期計画が「地域連携」の領域に限定されているが、他の項目を含めた全体を早期に作成されたい。また、単年度事業計画の項目と中長期計画との対応関係を明記されたい。
- ・年度末には単年度計画の振り返りと中長期計画の振り返りを連動させ、次年度の計画に反映されたい。

【分析・見直し過程等の文書化】

- ・話し合い、自己評価、アンケート等から明確になった課題の分析、改善策検討、実施、効果測定の一連の流れを記録として残し、確実な継続的改善に繋がりたい。

【事業継続計画の策定】

- ・園周辺が田園で低い土地にある。豪雨や矢作川決壊等による洪水時には孤立する可能性が高い。洪水時等の災害避難計画が作成され、それに従って実施されたこともある。安城市、事業団本部と協力し、早急なBCPの作成を行い、組織的な体制の強化に努められることを期待する。

【課題の整理と実践】

- ・子どもの主体性について日常的に考えながら保育が進められている。子どもを尊重した保育について職員間で常に考えられていることから実際の保育（行事、製作等）でもそれを活かし、保育実践に繋がりたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受審したことで、保育所としてあるべき姿や現状を再確認し、改善すべき点や園の強みなどに気付くよい機会となりました。
全職員が園運営や自身の日頃の保育を振り返ることができたので、今後も子どもたちや保護者、地域のために何ができるか、同じ方向を向いて考え、課題の改善を図っていきます。
また、評価していただいた点については自信にしつつより一層推進し、保育の質の向上に努めていきます

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(a・b・cの三段階)に基づいた評価結果を表示する。
 ※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

第三者評価結果		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 保育理念や基本方針を園のしおりやホームページ、パンフレット等に明記し、多角的な媒体を通じて内外へ提示している。職員に対しては、会議での説明に加え、日々の打ち合わせ時に唱和を行うことで、日常の業務意識への定着を図っている。保護者へは入園時の説明だけでなく、業務支援アプリでの配信や園だよりへの掲載により、継続的な理解促進に努めている。さらに、アンケートの実施によって周知状況を客観的に把握しており、組織の目指すべき方向性を共有するための仕組みが整っている。		

I-2 経営状況の把握

第三者評価結果		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 行政の発行する安城市子ども計画や福祉のあらましを通じ、社会福祉事業の動向を体系的に把握している。地域の会議への参加や園開放・見学時の対話から、近隣環境の課題や潜在的な保育ニーズの収集に努めている。経営面では、コスト管理に加え、在籍児の推移や利用時間の詳細な集計・分析を行っており、これらを総合して自園の置かれた状況を客観的に捉えている。多角的な情報収集とデータ分析を組み合わせ、経営の安定化と地域ニーズへの適合を図っている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 行政の重点課題を踏まえ、自園で取り組むべき事項を年度目標シートへ具体的に落とし込んでいる。特に小学校との円滑な接続を見据えた地域交流を重点課題として掲げ、組織的なアプローチを展開している。各目標には担当者を割り振り、月別の実施計画に基づく進捗管理を行うとともに、中間期の振り返りを通じて課題解決を図る体制を構築している。職員間で目標を共有し、役割分担を明確にすることで、経営課題の克服に向けた実効性の高い取り組みが推進されている。		

I-3 事業計画の策定

第三者評価結果		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 行政のアクションプランを指針とし、それに基づいた自園の特徴を反映させた中長期計画の策定を進めている。年度末には実施内容の評価と反省を行い、次年度の計画へ反映させる仕組みを有している。一方で、現時点で中長期計画として文書化されている領域は地域連携に限定されている。他の項目についても年度ごとの具体的な実施内容を明示したうえで、中長期計画として早急に完成させることを期待する。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 中長期計画の視点を取り入れ、項目ごとに具体的な「ねらい」や事業内容を定めた実行性の高い単年度計画を策定している。実施状況を客観的に測るため、可能な限り目標の数値化を図り評価基準としている点は評価できる。一方で、中長期計画自体が検討途上にあるため、単年度施策との連動性が不明瞭な箇所が見受けられる。今後は、計画間の整合性を高めるとともに、「ねらい」の達成度を測るための具体的な評価基準を整備し、より確実な振り返りを可能にすることが望まれる。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。

I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a・b・c
<p><コメント> 年度末には全職員に今年度の事業計画を回覧し、会議での議論を経て次年度の事業計画に現場の意見を反映させるなど、組織的な策定プロセスが整えられている。策定後の計画は回覧や掲示により周知が図られ、各行事や単年度計画の節目で反省や見直しを行う体制も見受けられる。今後は、中長期計画の毎年の進捗管理や、単年度計画を含む評価・見直しの過程を書面で記録として残し、客観的な振り返りに繋げる取り組みを期待する。</p>		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	①・b・c
<p><コメント> 保護者向けの事業計画を、視覚的に理解しやすいよう写真を活用して作成し、入園説明会や業務支援アプリを通じて広く提供している。日々の取り組みや計画の進捗状況についても、写真を用いた掲示やホームページ、クラスだよりでの配信により、適宜報告を行う工夫が見られる。また、中間期のアンケートで周知状況を把握し、その結果を踏まえて園だよりで再周知するなど、双方向性を意識した情報発信に努めている。行事計画の早期提示により、保護者の参画を促す配慮もなされている。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a・b・c
<p><コメント> 月案や週案の定期的な評価・反省に加え、行事ごとの評価・反省を通じて保育内容の継続的な改善を図っている。職員は個別の目標管理や自己評価シートを活用し、日々の保育から組織運営に至るまで多角的な振り返りを行っている。また、保護者アンケートの結果を職員会議で分析し、具体的な改善策を共有する体制も整っている。なお、定められた評価基準として第三者評価基準があるが、受審しない年度においても同基準に基づいた自己評価を継続し園の自己評価として取り纏めた上で、幅広い観点から保育の質向上に取り組むことを期待する。</p>		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a・b・c
<p><コメント> 自己評価や保護者アンケートの結果を文書化し、職員間での回覧や会議での協議を経て、具体的な改善策の策定につなげている。保護者の要望に対しては、可能な事項から順次改善案を提示し、計画的な対応を試みている。一方で、課題の分析プロセスや検討された対応策については、現時点では十分に文書化されていない。改善実施後の効果測定や再構築に活用するためにも、一連の分析・検討過程を記録として残し、より確実な改善サイクルを確立していくことが望まれる。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a・b・c
<p><コメント> 年度当初の職員会議や個別の面談を通じ、保育理念の共有とともに施設長自らの役割と責任を直接伝えている。グランドデザインに自身の職責を明記して園内掲示やアプリ配信を行うなど、内外への周知に努めている。また、職務明細表や有事の指揮系統を保育マニュアルに基づき説明し、各職員の責任範囲を明確にしている。有事の権限委任は文書化されているが、平常時の権限委任は口頭での周知に留まっている。円滑な組織運営のため、平常時の委任事項についても文書化されることが望まれる。</p>		
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	①・b・c
<p><コメント> 園長は児童福祉法や保育所保育指針等の基本法令を網羅的に把握し、行政からの通知にも迅速に対応できる体制を整えている。園内では年間を通じて保育マニュアルの読み合わせを継続し、全職員が共通認識を持って保育に当たることが出来るよう徹底している。加えて、個人情報保護に関する動画研修の受講や、人権擁護セルフチェックリストを用いた勉強会の開催など、倫理観と法規範意識を高めるための具体的な教育機会を設けている。組織全体でコンプライアンスを遵守し、専門性を維持・向上させる姿勢がうかがえる。</p>		

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は年度目標シートを用いて園の課題を明確化し、個別の目標チャレンジシートや面談を通じた定期的なフィードバックにより、保育サービスの充実を牽引している。年1回の全職員による自己評価結果を主任と検討し、改善策を組織全体に共有する体制を構築している。人材育成面では、職員の経験や未受講の分野を考慮した研修機会の提供に加え、メンター制度の活用やOJTの充実を図るなど、各階層の専門性向上を組織的な指導力をもって推進している。</p>		
II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、職員個々の経験年数や適性を考慮した人員配置を行い、一人ひとりが能力を発揮できる組織づくりを推進している。働きやすい環境整備を重視し、時短勤務の活用や事務時間の確保、休憩体制の適正化を主導することで、業務の効率化と職員の負担軽減を図っている。また、ICTを活用して園内での情報共有を徹底し、子どもや保護者への対応において迅速かつ組織的な協力体制を構築している。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>市の派遣制度に基づき、園児数や加配の必要性に応じた適正な人員配置が行われている。広報誌やホームページでの募集に加え、潜在保育士向けの見学会を実施するなど、人材確保に向けた多角的な働きかけが見受けられる。定着支援としては、新任職員へのメンター制度や研修に加え、主任との交換ノートによる相談体制を構築し、心理的なフォローを強化している。経験豊富な退職園長の指導も取り入れ、組織全体で若手を育成し離職を防ぐ仕組みが整えられている。</p>		
II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>グランドデザインにおいて「目指す保育者の姿」を明示し、組織が求める人材像の周知を図っている。人事管理は市の基準に準じた体系的な仕組みを運用しており、正規職員に対しては目標チャレンジシートや数値化された評価基準を用いることで、業績と能力を客観的に評価している。会計年度任用職員に対しても、面談を通じた意向把握や成果の評価を行っている。自己アピール申告書等で各人の希望や意見を収集し、適正な配置に活用するなど、職位に応じた期待役割を明確にしつつ、納得感のある処遇や育成に繋げている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	保16	㉠・b・c
<p><コメント></p> <p>園長が労務管理の責任を担い、年3回の個別面談を通じて就業意向や家庭状況を把握している。有給休暇の計画的な取得推進や、時差出勤・時短勤務への柔軟な対応に加え、施設管理員等の配置による業務負担の軽減を図ることで、ワークライフバランスの充実に努めている。また、ハラスメント調査やストレスチェック、相談窓口の設置、日々のストレッチ実施といった心身への配慮も見られる。さらに、休憩時間での積極的な対話を通じ、心理的安全性の高い職場環境の維持が図られている。</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a・b・c
<p><コメント> グランドデザインで目指すべき職員像を共有し、年度当初の面談や目標チャレンジシートを通じて、個々の役割と目標を明確にしている。主任が職員の育成を担い、中間面談での進捗確認や助言を行うことで、保育の質の向上とやりがいの醸成に努めている。今後は、全職員に対して客観的な評価基準を設けるとともに、マニュアルの整備等を含む組織的な目標管理の仕組みを構築し、確実な育成へと繋げることが望まれる。</p>		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	①・b・c
<p><コメント> 「期待する職員像」を基本方針やグランドデザインに示し、必要な資質を明確にしている。行政の保育のガイドラインに沿った体系的な外部研修計画への派遣に加え、園内では交通安全や危機管理など重要分野の全員受講を徹底している。園内研究では公開保育や討議を重ね、実施の都度および年度末に振り返りを行うことで、次年度の計画へと反映させる仕組みが整っている。園長会の中の研修委員会を通じて研修内容の改善を市へ上申するなど、職員の習熟度やニーズに即した学びの機会が組織的に確保されている。</p>		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	①・b・c
<p><コメント> 職員の経歴や研修受講履歴を、研修カードや面談を通じて詳細に把握し、個々の習熟度に応じた体系的な学びの機会を提供している。階層別や職種別、テーマ別の専門研修に加え、公務員として必要な資質向上を図る研修も網羅されている。随時の外部研修の情報提供や費用の補助により、個人の意欲に応じた参加を促す一方、受講者の偏りを防ぐ調整も行われている。また、ハラスメントや危機管理等の重要事項は全職員の必修とするなど、組織の安全と専門性を維持するための学習機会が公平に確保されている。</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a・b・c
<p><コメント> 実習生受け入れマニュアルを整備し、養成校の意向を反映した実習計画書を作成する事で、保育や看護を学ぶ学生を積極的に受け入れている。主任が実習生を指導するための研修を受講した上で、園長と共に実習担当者へ助言を行うなど、組織的な育成体制を構築している。養成校とは指導教官の訪問や園長会を通じた意見交換により密に連携し、実習生が保育の魅力を実感できる環境を整えている。一方で、現行のマニュアルは新規受け入れにあたっての手順の記載に留まっているため、実習開始から終了までの指導内容も含めた拡充が望まれる。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a・b・c
<p><コメント> ホームページを通じて理念や事業計画、決算報告等の経営情報を適切に公開し、運営の透明性確保に努めている。地域住民に対しては、町内会掲示板での「保育園ニュース」の発信や、市役所でのパンフレット配布、園開放情報の提供など、多様な媒体を用いて園の状況を伝えている。一方で、保護者アンケートへの回答については、園内での周知に留まっている。今後は相談・苦情への対応内容、第三者評価結果に基づく改善内容についてもホームページ等で広く公表し、さらなる情報公開の推進を検討することが望まれる。</p>		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	①・b・c
<p><コメント> 事業団の規程に基づき、事務や経理、取引に関するルールを明確化しており、職務明細書によって各職員の権限と責任を周知している。市の定期監査や事業団の監事監査を受け、経営の客観性と適正性の確保に努めている。日々の支出管理においては、園長と主任によるダブルチェック体制を構築し、物品残額一覧での厳格な管理を徹底している。監査における指摘事項に対しては、速やかに改善を図る体制が整っており、健全な運営維持に向けた意識がうかがえる。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a・b・c
<p><コメント> 事業計画に基づき、地域の子育て家庭への支援や社会資源の情報提供に積極的に取り組んでいる。子育て情報誌や「ささえねっと」を通じ、発達相談施設や地域のイベント情報等を掲示・配布することで、保護者が適切な外部資源を活用できるよう橋渡しを担っている。また、水土里保全会の協力によるサツマイモ栽培や焼き芋行事など、生産者との触れ合いを通じた食農体験も継続されている。一方で、地域行事への参加や高齢者との交流機会については、子どもの社会性をさらに育む観点から、今後の実施に向けた検討が望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a・b・c
<p><コメント> ボランティアおよび保育体験学習の受入れマニュアルを完備し、基本姿勢を明確に定めている。これに基づき、出前おはなし会や農作物の栽培指導のほか、中学生の職場体験やふれあい体験学習を積極的に受け入れ、地域に開かれた園運営を実践している。事前の打ち合わせでは心構えや注意事項の確認を徹底し、円滑な活動を支援している。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a・b・c
<p><コメント> 子育て情報誌や保健マニュアル等を通じ、地域の医療機関や発達支援センター等の社会資源を明確にし、職員会議で周知を図っている。子ども発達支援センターの訪問相談を定期的な受入、専門的な助言を記録・共有することで保育の充実に繋げている。また、支援が必要な家庭に対しては、自治体のこども家庭係や児童相談所と密に連携し、個別状況に応じた情報共有を行う体制を構築している。不審者情報等の緊急時においても、関係機関とのネットワークを活用した迅速な連携が図られている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている		
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a・b・c
<p><コメント> 地区の社会福祉協議会や町内会、民生委員が参加する各種会議へ積極的に出席し、地域住民の動向や福祉課題の収集に努めている。また、地域の運動会や小学校行事への参加、市内の公立・事業団園長会といったネットワークを通じて、広域的な地域課題の把握に繋げている。園開放や園見学の際には、未就園児世帯の保護者から直接要望を聞き取り、市の窓口寄せられた相談情報も共有する体制が整っている。地域に根ざした活動を通じ、潜在的な支援ニーズを多角的に汲み取る仕組みが構築されている。</p>		
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a・b・c
<p><コメント> 園の専門機能を活かし、定期的な園開放を通じて未就園児世帯への育児相談を継続的に実施している。実施計画はホームページ等で広く公表し、利便性を高めている。また、園長が地域の児童センターへ出向き、保育に関する講話や個別相談に応じるなど、施設外での支援活動にも積極的に取り組んでいる。一方、AEDの活用について、市のAEDマップには登録されているものの、地域住民への直接的な周知は限定的である。緊急時の拠点として、町内会掲示板等を活用し、AED等地域貢献が可能な情報をさらに浸透させることが望まれる。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a・b・c
<p><コメント> 子どもを尊重した保育を実践するため、理念や基本方針を掲示し、朝の打ち合わせで確認するなど、日常的に意識づけを行っている。また、倫理要綱や保育マニュアルの読み合わせを通して、職員間で共通理解を深めようとしていることも良い取り組みである。異年齢交流の活動では、互いを尊重する経験を積み、振り返りを次に生かしている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a・b・c
<p><コメント> 職員がマニュアルの読み合わせを通して、子どものプライバシー保護や権利擁護の重要性を共有している点は評価できる。また、排泄や着替え時に衝立を用いるなど、日常の保育で具体的な配慮が行われていることも良い取り組みである。身体測定時の配慮や性差・多様性への対応は十分とは言えず、改善の余地がある。パーテーションの活用や個別対応を検討するなど、環境面の工夫を進めることで、より丁寧で安心できる保育環境の実現につながると考えられる。</p>		

Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>園の理念や基本方針を示したパンフレットを市役所に設置し、誰でも入手できるようにしている。また、写真や園児数を定期的に更新し、見学日を複数設定するなど、利用希望者に丁寧に対応していることも強みである。さらに、途中入所希望者にも通年で見学を受け入れるなど、柔軟な姿勢が保たれている。園の特色を明確に発信することで保護者が選択しやすくなっている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時には、重要事項説明書に沿って保育内容や利用時間、保育料などを丁寧に説明しており、書面での通知も行うなど、分かりやすい情報提供ができています。また、大雨時の連絡や同意書の取得、外国籍保護者への翻訳機を使った個別対応など、多様な家庭に配慮した取り組みも適切である。さらに、保護者の希望に合わせて柔軟に保育時間を調整したり、子どもの状態に応じて看護師が事前に説明したりするなど、安心して保育を開始できる工夫がされている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>公立園や事業団園へは保育記録や児童票を送付し、転園後も子どもの育ちが継続して把握できるよう配慮している。また、卒園後の相談を受け付ける姿勢も保護者の安心につながっている。さらに、私立園や市外園への引き継ぎについても手引きを作成する等、保育の継続性を確保するための取組を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達に合わせた保育を心がけ、月週案で振り返りを行うなど、日々の保育をより良くする取り組みができています。また、保育参加や行事後のアンケート、個別懇談会を通して保護者の声を丁寧に受け止め、結果を保育に反映していることも強みである。保護者から温かい言葉が多く寄せられていることは、園への信頼の表れである。延長保育時は、担当保育士と担任とが情報共有したことを確実に伝えることを心掛けることで保護者の満足向上に繋がっている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a・㉑・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制を掲示板や園のしおり、園だよりで周知し、ご意見箱も設置するなど、保護者が意見を伝えやすい環境づくりができています。また、意見があった場合を想定して園長・主任で対応方法を確認し、職員へ共有していることも適切である。一方で、実際の苦情対応の流れを職員全体でシミュレーションしておらず、対応の統一に課題がある。職員が誰でも適切に対応できるよう、手順の明確化や第三者委員の活用方法を含めた体制の確認が求められる。</p>		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>送迎時に担任や園長・主任と気軽に話ができて、電話や連絡ノートなど、保護者が相談しやすい方法を選べる体制が整っている。また、それらを園だよりやしおりで知らせ、相談しやすい雰囲気づくりができています。個別対応が必要な場合には保育室で丁寧に話を聞くなど、柔軟な対応も行われている。延長保育の時間帯でも引き継ぎをもとに適切に対応し、必要に応じて園長や主任が窓口となる体制が機能している。担任の関わり方を見直すことで子どもの登園意欲が改善した事例は、相談しやすい環境が実際に効果を生んでいることを示している。今後も保護者の悩みに寄り添うことを継続されたい。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	㉑・b・c
<p><コメント></p> <p>日頃から送迎時に子どもの様子を丁寧に伝えたり、家庭の状況を聞いたりすることで保護者との信頼関係を築き、相談や意見を伝えやすい雰囲気づくりができています。また、保護者から寄せられた相談や意見を記録し、職員間で共有したうえで園として取り組める対応を検討し、迅速に行動している。日常的なコミュニケーションと組織的な対応の両面が機能しており、保護者が安心して相談できる体制が整っている。</p>		

Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a・(b)・c
<p><コメント> 園長を責任者としたリスクマネジメント体制のもと、マニュアルの読み合わせや回覧を通して安全意識を共有している点は評価できる。また、ヒヤリハットと怪我を分けて記録し、会議や朝の打ち合わせで確実に共有することで、再発防止に努めている。遊び方の見直しや子どもとの事前確認、シミュレーションなど、実際の場面に応じた工夫も効果的である。一方で、事故の前後で職員がどのように関わったかについて振り返りが不十分である。振り返る仕組みを整えることで、安全管理の質をさらに高め、不適切保育の防止にもつながると考えられる。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	(a)・b・c
<p><コメント> 看護師を中心に感染症対策の体制が整っており、季節ごとの流行情報や対応方法を職員で共有している。また、園内で発生している感染症の人数や症状を掲示し、保護者へ必要な情報が届くよう工夫している。嘔吐処理セットの常備や手順書の確認、看護師による指導など、現場で確実に対応できる仕組みも整っている。さらに、手洗い・換気・湿度管理など日常的な予防策も徹底されており、子どもが主体的に衛生行動をとることが出来るよう支援している点も良い取り組みである。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a・(b)・c
<p><コメント> 園が浸水リスクのある地域に立地していることを踏まえ、洪水時の避難計画を作成し、誘導や確認の役割分担を明確にしている。また、避難場所の掲示や非常食・備品のリスト化、保管場所の変更など、日頃から災害に備えた体制づくりが進められている。大雨時の対応経験を計画に反映していることも適切である。作成中のBCP計画を整備することで、災害時にも保育の機能を維持できるよう、引き続き組織的な体制の強化に努められることを期待する。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a・(b)・c
<p><コメント> 園の心得等をまとめたマニュアルを整備し、会議で読み合わせを行うなど、職員間で保育の方向性をそろえようとする取組が丁寧に進められている。気になる子どもへの対応でも、担任・加配・周囲職員が状況を共有しながら関わりを検討しており、チームで子どもを支える姿勢がうかがえる。検討した工夫が保育の標準的な実施方法の記録として蓄積され、園全体の保育の標準的な実施方法として保育の安定につながっていくことが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a・(b)・c
<p><コメント> 日々の保育の中で子どもの姿を捉え、必要に応じて職員間で相談しながら対応を調整している様子がうかがえる。配慮が必要な場面では記録や共有を通して関わりを振り返り、支援の方向を確認している点は良い。こうした検討が園全体の学びとして蓄積され、保育の標準的な実施方法とし、見直しの視点や手順がより明確になることで、安定した保育実践へつながっていくことが望ましい。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a・(b)・c
<p><コメント> 月週案は市に準じて作成しながらも、園独自の計画として整えていこうとする意識が共有されている。乳児では個々の状態に合わせた関わりが大切にされており、子どもの姿に寄り添う保育が行われていることがうかがえる。今後、幼児においても日々の子どもの状況を計画に反映する流れが明確になっていくことで、子どもの興味や育ちに沿った保育が展開できるように検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a・(b)・c
<p><コメント> 自然環境や異年齢の関わりなど、園ならではの特色を生かした実践が積み重ねられている。子ども同士が関わり合う経験が日常の中にあることは、豊かな学びにつながっていると考えられる。今後は、異年齢交流等のねらいを整理して指導計画に位置づけていくことで、園の強みがより明確になり、実践の振り返りもしやすくなることが期待される。</p>		

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化させている。	保44	①・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の保育の中で子どもの様子を記録し、気づきや経過を職員間で共有しながら保育に生かしている様子が見える。気になる点が生じた際には、情報を持ち寄って状況を整理し、関わり方を検討するなど、記録が振り返りの材料として活用されている。こうした積み重ねが子ども理解を深め、園全体で一人ひとりを丁寧に支える保育につながっている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	①・b・c
<p><コメント></p> <p>記録の管理責任者を園長とし、閲覧権限を職務に応じて設定するなど、管理体制が分かりやすく整えられている。職員が作成した記録は主任・園長が確認し、主任が推敲する等、内容の点検も行われており、丁寧な管理が見える。重要事項説明の中で記録の取扱いについて同意を得るなど、個人情報保護への配慮も行われており、安心して記録を扱うことが出来る体制が整っている。子どもの個人情報に関する記録は施錠できる書棚に保管され管理されている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の作成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を作成している。	保46	a・b・c
<p><コメント></p> <p>園長が中心となり、市のガイドラインを踏まえてグランドデザインを作成している。園としての方向性を示し、日々の保育を計画に沿って進めようとする姿勢がうかがえる。今後は子ども発信の活動等、園の特色が計画により明確に位置づけられていくことで、理念と実践のつながりがさらに分かりやすくなり、園の魅力が一層伝わりやすくなると考えられる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a・b・c
<p><コメント></p> <p>季節や室内環境に配慮し、ホットカーペットの活用や裸足保育に合わせた工夫が行われている。幼児では落ち着けるコーナーを設けるなど、子どもが安心して過ごせるよう環境を整えている様子が見られるが、子どもがリラックスできる場所について、環境のねらいや工夫を職員間で共有し、検討していくことで、より過ごしやすい生活の場として整備が進んでいくことが期待される。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a・b・c
<p><コメント></p> <p>外部機関の支援を活用し、必要な子どもを評価・支援につなげている。子どもの成長の様子を観察しながら継続支援も検討しており、関係機関と連携しながら支援を進めている姿勢がうかがえる。今後、支援対象に至らないが気になる子どもについても園内での見立てや共有方法を整理していくことで、職員の関わりがより安定し、保護者の安心にもつながっていくことが期待される。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	a・b・c
<p><コメント></p> <p>身支度の表示を年齢に応じて段階的に減らし、年長では自分で進められるようにするなど、子どもの自立を支える援助が丁寧に行われている。午睡後にゆったり過ごす時間を設ける工夫もあり、子どものペースを尊重した関わりがうかがえる。今後は、子どもが自分で選び決める場面を少しずつ増やしていくことで、主体的に生活行動を獲得していく力がさらに育まれていくことを期待する。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a・b・c
<p><コメント></p> <p>日々の保育の中で、子どもの思いやその日の様子を受け止めながら遊びへつなげようとする姿勢がうかがえる。また、行事においても子どもたちの声をきっかけに内容を考えるなど、主体性を大切にされた関わりが見られる。今後は、製作活動などでも完成形を揃えることより過程を重視し、素材や表現方法を子どもが選ぶことができる工夫を広げることで、生活と遊びがより豊かに結びつくように再考されることが期待される。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a・b・c
<p><コメント></p> <p>乳児保育においては、抱っこやおんぶ、膝に入るなど十分なスキンシップを大切にし、子どもの表情やしぐさから快・不快の思いをくみ取り、言葉を添えながら情緒の安定につながる関わりが行われている。一方で、0歳児と1歳児が同室で生活していることから、探索活動を十分に行いたい子どもと、保育者との密着を求める子どもが混在し、活動内容に制約が生じている状況も見受けられる。入退園が多い園であることも踏まえ、指針に基づいた養護と教育の視点を再確認し、環境構成や活動の工夫について継続的な検討が望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a・b・c
<p><コメント></p> <p>2歳児のみのクラス編成となっており、発達段階に応じた遊びや生活が行うことができるよう、環境設定に配慮している。自我の育ちを受け止めながら、子どもの思いや気持ちに寄り添った関わりを心がけているが、十分に対応しきれない場面も見受けられるため、職員間で個別の援助について話し合いを行い、より適切な関わりを検討している。また、前項目にも関連するが、指針に基づいた乳児保育としての環境構成や活動の工夫をさらに充実させることで、養護と教育の一体的な展開がより明確になり、保育の質の向上につながることを期待される。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a・(b)・c
<p><コメント> 3歳以上児の保育においては、子どものつばやきや興味をきっかけに遊びを再構成したり、保育者が子どもと共に遊びに関わったりする中で、それぞれの子どもの必要な経験が得られるよう配慮した保育が行われており、養護と教育が一体的に展開されている。日々の保育の様子については、ホワイトボードや写真入りの掲示を通して保護者に分かりやすく伝えられている。また、地域とのつながりとして町内会と相談し、掲示板を活用した行事の発信やPRを月1回行うなど、取り組みを進めている。これらの活動から主体的な育ちをより引き出し、環境構成や表現活動の工夫について、さらに検討されたい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a・(b)・c
<p><コメント> 現在、障害児と認定されている子どもはいないが、発達に配慮を要する子どもについては、年3回個別の指導計画を作成し、担任・加配保育者・アシスタントが連携を図りながら対応している。また、子ども発達支援センター「あんステップ」による訪問相談を活用し、臨床心理士から専門的な助言を受けながら、子ども一人ひとりに必要な援助や配慮を行うことができる体制を整えている。環境面では、建物や設備のバリアフリー化について課題があり、スロープ設置や段差解消などの改善が求められる状況にある。今後も専門機関との連携を継続し、人的・物的環境の両面から、安心して生活できる環境づくりを進めていくことが期待される。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	①・b・c
<p><コメント> 子ども一人ひとりの在園時間を把握し、安心して過ごせるよう環境や保育内容に配慮している。引き継ぎについては、ノートへの記録に加え口頭でも丁寧に行われており、登降園時の人数が把握しやすい体制であることから、確実な情報共有につながっている。入退園が多い状況においても、担任が会議等で利用時間を周知し、職員間で共通理解を図っている。職員をゆとりをもって配置することで、子どもが寂しさを感じにくい落ち着いた環境が整えられている。18時閉所に合わせたおやつや補食の工夫も行われ、在園時間に応じた配慮がなされている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	①・b・c
<p><コメント> 就学を見通した保育については、愛知県教育センターが実施する架け橋プログラムの研修に年2回継続して参加し、職員が就学期の子どもの育ちへの理解を深めている。アプローチカリキュラムを作成・実施し、小学校と連携を図りながら計画的に訪問の機会を設けることで、子どもが就学後の生活に見通しをもって移行できるよう配慮している。要録については3月上旬に作成を終え、内容の簡素化を進めつつ、卒園式当日に小学校へ届ける体制が定着している。これらの取組は継続的かつ体系的に行われており、就学を見据えた保育の内容や方法が適切に展開されている。</p>		

A-1-(3) 健康管理

A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	①・b・c
<p><コメント> 子どもの健康管理については、保健マニュアルに基づき、一人ひとりの心身の健康状態を日常的に把握する体制が整えられている。看護師を配置し、子どものけがや体調の変化が見られた際には、丁寧かつ適切な対応が行われている。睡眠チェックやSIDS予防に関する訓練も確実に実施されており、乳幼児の安全確保に向けた取組が定着している。保健計画については保護者にも周知されており、既往症や予防接種の状況についても事前に丁寧な聞き取りを行い、園で必要な対応につなげている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	①・b・c
<p><コメント> 健康診断および歯科健診の結果については、保護者へ適切に伝達されており、園医から指示があった場合には、該当する家庭に対して口頭および書面で丁寧に周知し、必要な対応につなげている。保健指導として、年長児は保健センター職員によるデンタルケア教室に参加し、歯磨きの重要性やおやつの時間を決めることの大切さについて学ぶ機会が設けられている。また、年少・年中児については看護師によるうがい指導を行い、発達段階に応じた健康教育が実施されている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a・(b)・c
<p><コメント> アレルギー疾患のある子どもについては、医師の指示に基づき、卵アレルギーのある子ども3名に対して、喫食場所やテーブルを分けるなどの配慮を行っている。延長保育時や年齢に応じた対応に加え、保護者と相談しながら、子どもの安心や喫食状況に配慮した柔軟な対応がなされている。食事の際には、トレーに名前や除去食の内容を明記し、職員によるダブルチェックを徹底している。また、エピペン研修を職員が順次受講し、誤食を想定した訓練も実施している。慢性疾患への対応については知識の整理が十分とは言えず、今後は看護師による研修等を通して理解を深めていくことが期待される。</p>		

A-1-(4) 食育、食の安全

	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	a・b・c
<p><コメント> 食事を楽しむことができるよう、園内でオクラ・ナス・ピーマン・きゅうりの栽培を行い、ピザパーティーやカレー作りなど、食への興味や意欲を高める取り組みが行われている。献立掲示を子どもの目線の高さに変更したことで、親子の会話につながる工夫も見られる。食育だよりを通して旬の食材を知らせるなど、食への関心を広げる取り組みも行われている。年齢や体格に応じて椅子や机の高さを調整し、食材を刻むなど、個別の配慮がなされている。今後は、食具の扱いや選択の経験について改めて見直すことで、より主体的に食事を楽しむ体験の充実が期待される。</p>			
	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a・b・c
<p><コメント> 子どもがおいしく安心して食事を楽しめるよう、行事食や安城ハーモニーカレーなど、食への関心が高まる工夫が行われている。食事の際には、刻み方や量について子どもとやり取りを行い、個々に応じた配慮がなされている。残食簿・検食簿を給食センターへ提出し、マニュアルに基づいた提供体制も整えられている。園で収穫した玉ねぎを活用し、子どもの声を献立に反映する取組も給食センターと連携して行われている。今後は調理員等が子どもの様子や声に関わる機会を深め、より安心して食事ができる環境づくりを期待する。</p>			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	a・b・c
<p><コメント> 連絡ノートや健康管理確認書、業務支援アプリを活用し、子どもの日々の様子を共有するとともに、送迎時には保護者と直接情報交換を行い、家庭と園の継続したつながりを保っている。前日に欠席した子どもが登園した際には、家庭での様子を丁寧に聞き取り、園での関わりに生かしている。クラスごとのホワイトボードによる日々の様子の発信に加え、写真掲示やクラスだより、ホームページを通して行事や成長の姿を伝え、保護者が園での子どもの姿を実感できる機会を設けている。また、アンケートを実施し、保護者の思いや意見を保育に生かしている。</p>			
A-2-(2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a・b・c
<p><コメント> 園長・主任・担任が日常的に子どもや保護者へ声をかけることを大切にしており、全園児と職員の顔や名前が分かる関係性が築かれている。懇談会は年1回確実に実施され、1月には希望者を対象とした懇談の機会も設けられている。登降園時にはその都度相談に応じ、気軽に話ができる環境づくりがなされている。個別懇談会については市のマニュアルを活用し、相談内容を保育記録内に記載することで継続的な把握につなげている。主任が懇談後に担任へ声をかけ、気になる事項を共有する体制も整えられており、組織的な保護者支援が行われている。</p>			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a・b・c
<p><コメント> 家庭での虐待等、子どもの権利侵害の疑いについて早期に把握し対応できるよう、児童票や連絡ノート、健康管理確認書を活用するとともに、日々の子どもの様子に変化や気になる点がないか継続的に把握する体制を整えている。虐待等子どもの権利に関するマニュアルを職員に配布し、研修を実施することで理解の深化を図っている。マニュアルは常に職員が確認できる場所に配置され、危機管理マニュアルに基づいた対応を行うことができる体制も整備されている。入所前から援助を必要とする家庭については、市役所を通じて関係機関と連携し、継続した支援につなげている。これらの取り組みが組織的かつ継続的に行われている。</p>			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a・b・c
<p><コメント> 保育士等が主体的に保育実践の振り返りを行い、改善や専門性の向上につなげる取り組みが行われている。毎月の自己評価シートを活用し、日々の保育実践と自己の課題を結び付けながら振り返りを行っているほか、項目の追加や数値化を取り入れ、職員間で学び合える工夫がなされている。園内研究では担任保育者全員が公開保育を行い、指導案作成に向けた子どもの姿の読み取りや、子どもの学びについて考える機会が設けられている。今後は、職員一人ひとりが年度末の自己評価をどのように整理して次年度の実践につなげていくかを明確にし、継続的な積み重ねによって専門性の向上が可視化される仕組みづくりが求められる。</p>			